

10/1～「産後パパ育休」新設、有期雇用職員に「国家公務員共済組合制度(短期)」を適用！

2022年9月8日、熊大使用者から10月1日付け就業規則の一部改定について情報提供を受けました。その内容は、①出生時育児休業（産後パパ育休制度）の創設等、②ハラスメント防止や再発防止の取り組みと「熊大ハラスメント防止宣言」、③国家公務員共済組合制度（短期給付）の適用拡大です。その詳細をご報告します。

①出生時育児休業（産後パパ育休制度）の創設等 —仕事と育児を両立できるように—

『赤煉瓦』No.12(2022.3.25)にてご報告しましたが、2021年6月に育児・介護休業法が改正されました。改正の趣旨は、出産・育児等による離職防止策、希望に応じて男女ともに仕事と育児等が両立できるように、育児休業を取得しやすい雇用環境整備と労働者への個別周知・意向確認の措置を段階的に義務化することです。

熊大では、2022年4月1日から育児・介護休業の取得要件（雇用期間が1年超であること）を撤廃しました。また、育児関連では、有期雇用職員の特別休暇（子の看護休暇（対象年齢を9歳までに引き上げ）と産前・産後休暇を有給化）を改善しました。2022年10月1日からは、①出生時育児休業（産後パパ育休）の創設と②育児休業の分割取得が可能になります。育児・介護休業法*の改正に伴い国家公務員育児休業法*が改正されています。

熊大使用者の方針は、就業規則は上記2つの法律(*)を参考に規定し、①出生時育児休業の取得可能日数は、国家公務員育児休業法と同じ8週間とし、育児休業に専念してもらうため、休業中に就業可能となる労使協定は締結しない、②育児休業の分割取得は、育児開始日を柔軟にし、パートナーの職場復帰に合わせて分割取得を可能にすることを示しました。なお、出生時育児休業中は、育児休業給付の対象となります。

(1) 産後パパ育休（出生時育児休業）の新設

対象者	正規職員、有期雇用職員
対象期間	子の出生後8週間以内
取得可能日数	8週間（国家公務員育児休業法は8週間、育児休業法は4週間）
申し出期限	原則、休業の2週間前まで
分割取得	分割して2回取得可能（初めにまとめて申し出ることが必要）
休業中の就業	就業不可（労使協定の締結なし）

(2) 育児休業の分割取得

対象期間	原則、1歳まで（保育園に入れない場合は延長可能）
分割取得	分割して2回取得可能（取得の際にそれぞれ申出）
1歳以降の延長	育児休業開始日を柔軟化（パートナーが途中交代できる等）
休業中の就業	就業不可

②ハラスメント防止や再発防止の取り組みと「熊大ハラスメント防止宣言」

ハラスメント相談件数の増加傾向、特に学生に対するハラスメント被害や事例（下記の相談件数を参照）が発生していることから、それに迅速に対応できるような責任体制を取るため、部局長等の任務が明確化し、ハラスメント認定以前に被害者と加害者に陳述の機会を設け、情報漏洩等防止を強化するために就業規則の改正が行なわれます。また、学長のリーダーシップの下、大学全体でハラスメント防止に取り組んでいく意識の醸成を図り、学内外に熊大の本気度を示すため、「ハラスメント防止宣言」を発出し、ホームページに掲載すると説明しました。

組合にも上司等からのパワハラ相談が増えています。ひとりで抱え込まずに、気軽に組合事務所までご相談ください。

・熊大のハラスメント相談件数（2022.4.1 公開情報）


年度	相談件数				苦情申立 件数	ハラスメ ント認定 件数	処分 件数	訓告等	備考
	学生	教職員	その他	計					
2020	2	13	3	18	7	0	0	0	
2021	6	14	5	25	11	4	2	1	※ハラスメント認定の内1件は2022年度の処分等対応

③国家公務員共済組合制度の短期給付を有期雇用職員に適用拡大—保険料率が引き下げに—

現在、熊大の有期雇用職員は、全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険（青色の保険証）が適用されていますが、2022年10月1日から国家公務員共済組合法の改正により、国家公務員共済制度の短期給付（黄色の保険証）に切り替わります（適用条件があり、個人に選択権はありません）。改正に至った根拠のひとつは、組合が法人化前から要求してきた待遇改善です。適用拡大により、短期給付の掛金率が引き下げられ保険料が変更となり、福利厚生は正規職員と同じように人間ドック等の保険事業や福祉事業（一部）の利用が可能になります。変更となる掛金率は、10月分給与から適用されますので、下記の【適用条件】に該当する有期雇用職員の皆さんは、11月分給与明細票の「共済短期（健康保険）」、「介護掛金（介護保険）」欄をご確認ください。

【適用条件】 下記①～④の4要件を全て満たす者

- ①週の所定労働時間が20時間以上であること
- ②雇用期間が2か月を超えて見込まれること
- ③月額賃金が8万8,000円以上であること
- ④学生でないこと

	熊本大学教職員組合	
	No. 8 2022. 9. 29	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/